

事業報告書	166
財産の状況	183
・貸借対照表	183
・損益計算書	184
・剰余金処分に関する書面	184
・基金等変動計算書	185
・重要な会計方針	187
・注記事項	189
・保険業法に基づく会計監査人の監査報告	195
・債務者区分による債権の状況	196
・リスク管理債権の状況	196
・貸付金等の自己査定状況	196
・元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	196
・保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	197
・実質純資産額	197
・売買目的有価証券の評価損益(会社計)	198
・有価証券の時価情報(会社計)	198
・金銭の信託の時価情報(会社計)	200
・デリバティブ取引の時価情報(会社計)	201
・株式の保有状況	205
・経常利益等の明細(基礎利益)	206
・基礎利益の内訳(三利源)	206
業務の状況を示す指標等	207
主要な業務の状況を示す指標等	207
・年換算保険料および契約件数	
・契約高	
・商品別保有契約高および新契約高	
・保障機能別保有契約高	
・個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高	
・異動状況の推移	
・社員(ご契約者) 配当の状況	
保険契約に関する指標等	218
・保有契約増加率	
・新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)	
・新契約率(対年度始)	
・解約・失効率(対年度始)	
・個人保険新契約平均保険料(月払契約)	
・死亡率(個人保険)	
・特約発生率(個人保険)	
・事業費率(対収入保険料)	
・保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	
・保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	
・保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	
・未だ収受していない再保険金の額	
・第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	
経理に関する指標等	220
・支払備金明細表	
・責任準備金明細表	
・責任準備金残高の内訳	
・個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高(契約年度別)	
・特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	
・保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性	
・社員配当準備金明細表	
・引当金明細表	
・特定海外債権引当勘定の状況	
・保険料明細表	
・収入年度別保険料明細表	
・保険金明細表	
・年金明細表	
・給付金明細表	
・解約返戻金明細表	
・減価償却費明細表	
・事業費明細表	
・税金明細表	
・リース取引	
・借入金等残存期間別残高	
・四半期情報等	
資産運用に関する指標等	227
・資産の構成(一般勘定)	
・資産の増減(一般勘定)	
・運用利回り(一般勘定)	

・主要資産の平均残高(一般勘定)	
・資産運用収益明細表(一般勘定)	
・資産運用費用明細表(一般勘定)	
・利息及び配当金等収入明細表(一般勘定)	
・利息及び配当金等収入の分析(一般勘定)	
・有価証券売却益明細表(一般勘定)	
・有価証券売却損明細表(一般勘定)	
・有価証券評価損明細表(一般勘定)	
・有価証券明細表(一般勘定)	
・有価証券残存期間別残高(一般勘定)	
・保有公社債の期末残高利回り(一般勘定)	
・業種別株式保有明細表(一般勘定)	
・貸付金明細表(一般勘定)	
・貸付金残存期間別残高(一般勘定)	
・国内企業向け貸付金企業規模別内訳(一般勘定)	
・貸付金業種別内訳(一般勘定)	
・貸付金使途別内訳(一般勘定)	
・貸付金地域別内訳(一般勘定)	
・貸付金担保別内訳(一般勘定)	
・有形固定資産明細表(一般勘定)	
・固定資産等処分益明細表(一般勘定)	
・固定資産等処分損明細表(一般勘定)	
・賃貸用不動産等減価償却費明細表(一般勘定)	
・海外投融資の状況(一般勘定)	
・公共関係投融資の概況(一般勘定)	
・各種ローン金利	
・その他の資産明細表(一般勘定)	
有価証券等の時価情報(一般勘定)	238
・売買目的有価証券の評価損益(一般勘定)	
・有価証券の時価情報(一般勘定)	
・金銭の信託の時価情報(一般勘定)	
・デリバティブ取引の時価情報(一般勘定)	
・土地の時価情報(一般勘定)	
・資産全体の含み損益の状況(一般勘定)	
特別勘定に関する指標等	244
特別勘定資産残高の状況	244
・個人変額保険および変額個人年金保険特別勘定資産の運用の経過	
個人変額保険(特別勘定)の状況	244
・保有契約高	
・資産の内訳	
・運用収支状況	
・有価証券の時価情報	
・金銭の信託の時価情報	
・デリバティブ取引の時価情報	
変額個人年金保険(特別勘定)の状況	247
・保有契約高	
・資産の内訳	
・運用収支状況	
・有価証券の時価情報	
・金銭の信託の時価情報	
・デリバティブ取引の時価情報	
団体年金保険(特別勘定)の状況	248
・団体年金保険特別勘定特約の受託状況	
・特別勘定(第1)特約(総合口)の状況	
・特別勘定(第1)特約(投資対象別各口)の状況	
保険会社およびその子会社等の状況	250
保険会社およびその子会社等の主要な業務	250
・2017年度の事業の概況	
・主要な業務の状況を示す指標	
保険会社およびその子会社等の財産の状況	251
・連結貸借対照表	
・連結損益計算書及び連結包括利益計算書	
・連結キャッシュ・フロー計算書	
・連結基金等変動計算書	
・連結財務諸表の作成方針	
・注記事項	
・内部統制報告書	
・連結財務諸表についての会計監査人の監査報告	
・財務諸表等の適正性に関する確認書	
・リスク管理債権の状況	
・保険会社およびその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(連結ソルベンシー・マージン比率)	
・子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	
・セグメント情報	

2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで) 事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【経営環境】

当年度の日本経済は、堅調な海外景気や、企業業績の改善等を背景に、緩やかな回復傾向で推移しました。個人消費は、賃金の伸びが引き続き鈍いこと等から、緩やかな回復にとどまりました。設備投資は、更新維持・省力化投資を中心に、回復傾向が続きしました。輸出は、世界景気の拡大を背景に、堅調に推移しました。金融市場について、日本株は好調な米国株式相場を背景に、10月以降株高が進みました。為替相場は、米中貿易摩擦懸念や米金利上昇等を背景にリスク回避姿勢が強まったことから、1月以降に円高・ドル安が進みました。長期金利は、日銀の金融政策により、0%付近での推移が続きしました。

【MYイノベーション2020の取組み】

2017年4月から、新たに制定した企業理念「明治安田フィロソフィー」(※1)の実現に向けて、「イノベーション」(変革・創造)を興すべく、3ヵ年プログラム「MYイノベーション2020」(中期経営計画+企業ビジョン実現プロジェクト)に取り組んでいます。

本プログラムでは、お客さま志向とコンプライアンスの徹底を前提に、「成長性」「収益性」「健全性」のバランスを取りつつ、企業価値の安定的かつ着実な向上をめざし、成長戦略・経営基盤戦略・ブランド戦略を推進しました。その結果、企業価値(EEV)(※2)は48,333億円(前年度比+2.5%)となりました。

また、「MYイノベーション2020」の中核的な取組みとして、お客さま、地域社会、当社従業員の継続的な健康増進を支援する「健康増進プロジェクト」を2018年3月に開始しました。

(※1) 当社の経営全般に関する基本的な考え方・基本理念であり、当社の存在意義や使命を示す「経営理念」、長期的な当社のめざすべき姿である「企業ビジョン」、「経営理念」と「企業ビジョン」の実現に向けて、役職員一人ひとりが大切にすべき価値観である「明治安田バリュー」で構成しています。

(※2) 2016年度末の運用環境に基づく数値

【お客さま志向の業務運営】

「MYイノベーション2020」のスタートにあたり、企業理念に基づくお客さま志向の取組方針を定めた「お客さま志向の業務運営方針」を策定、公表しました。2017年12月には、同方針を「消費者志向自主宣言」(※3)と統合のうえ、「お客さま志向の業務運営方針 - お客さま志向自主宣言」とし、ご加入から保険金・給付金等のお支払いまで、お客さまの最善の利益が図られるよう、お客さま志向の業務運営に取り組んでいます。

お客さま志向の取組状況を評価する指標のひとつであるお客さま満足度調査における総合満足度(※4)〔満足〕〔やや満足〕の合計は62.6% (前年度差+4.8pt) と、過去最高となりました。

(※3) 消費者庁の消費者志向自主宣言に対応し、2017年1月に制定した当社の消費者志向の考え方や取組方針

(※4) 調査の回答は、「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5つの選択肢とし、「満足」「やや満足」の回答割合の合計値を総合満足度としています。

【分野別の当年度の主な取組み】

<成長戦略(国内生命保険事業)>

【アドバイザーチャネル】

成長が見込まれる「第三分野」〔高齢者・退職者〕〔女性〕〔投資型商品〕の4つを重点マーケットと位置付けたうえで、医療・介護等の第三分野・保障性商品の販売量拡大と、お客さま数の拡大に取り組んでいます。

【商品面】

若年層のお客さまにも手軽にご加入いただけるよう2016年10月に創設した「かんたん保険シリーズ ライト! By明治安田生命」(以下、「ライト!シリーズ」と記載)について、2017年4月に2つの損害保険商品「明治安田生命おてがる自転車」「明治安田生命おまもり家財」を追加しました。「ライト!シリーズ」は引き続き大変ご好評いただいております。2018年3月末までの累計販売件数は、65万件を突破しました。

この「ライト!シリーズ」にご加入いただいたお客さまに、総合保障商品「ベストスタイル」等への追加加入を検討いただく取組みを推進しており、「ベストスタイル」の3月末までの累計販売件数は152万件を突破しました。

また、2017年8月には、国内の低金利環境の継続をふまえた新たな投資型商品「米ドル建・一時払養老保険」を、12月には、セカンドライフ世代専用の医療保障商品「50歳からの終身医療保険」を発売しました。

【販売サービス態勢面】

販売サービス態勢をいっそう強化するため、MYライフプランアドバイザー(以下、アドバイザー)の「質」「量」の拡充に取り組んでいます。アドバイザーの処遇をアフターフォロー等の着実な実施によってより安定させるとともに、高能率でご契約の継続状況が良好であれば、より高い水準の処遇とするため、2017年8月にアドバイザー制度の見直しを実施しました。加えて、入社初期教育の充実や育成指導者の増強等により、教育・育成態勢を強化しました。

販売面では、「カスタマー・リレーションシップ・マネジメント」等の考え方に基づき、新たな見込客を創出する「創客(S)」、潜在的なお客さまのニーズの顕在化を図る「アプローチ(A)」、お客さまのご意向・ご要望をふまえた「提案(T)」という一連の活動を「SAT販売方式」として体系化し、アドバイザーの標準活動として定着を図っています。6月には、「ベストスタイル」について、保障の必要性をわかりやすく解説し、お客さまのご意向をきめ細やかに確認する新ツールを導入するなど、コンサルティングの高度化に取り組んでいます。

また、新たなお客さまとの接点を拡充するため、デジタルマーケティング手法を活用したWebプロモーションの展開、法人営業部門との協働による団体従業員等へのアプローチの強化、Jリーグのパートナー企業等の他企業と連携したイベント等の開催など、会社力を活かしたマーケット開拓を強化しています。

これらの取組みにより、2018年3月末のお客さま数(アドバイザー等チャネル)(※5)は694万人(前年度末差+13.9万人)と、2年連続で増加しました。

(※5) 生命保険契約者(すえ置・年金受取中を含む)+生命保険被保険者+損害保険契約者(重複を除く)

【代理店営業チャネル】

銀行をはじめとする金融機関窓口販売では、中高年層・富裕層等の資産運用ニーズにお応えするため、一時払終身保険を中心とした商品を提供しています。

国内の低金利環境が継続するなか、2017年8月には、米国や豪州との金利差に着目した外貨建一時払終身保険「外貨建・エブリバディプラス」を発売しました。

法人代理店や税理士代理店等については、委託先の拡大および関係強化を通じて、法人マーケット開拓を進めるとともに、代理店への教育・支援を推進しています。

また、経営者の幅広いニーズにお応えするため、2018年2月には法人向け商品「生活障害保障定期保険」を発売しました。

【法人営業チャネル】

企業・団体の福利厚生制度の発展・サポートを目的に、民間企業・官公庁など、それぞれのマーケット特性に応じた商品・サービスを提供しています。

団体保険については、制度改善提案や当社との取引量拡大に向けた取組みに加え、2017年4月に発売した「がん保障特約付団体信用生命保険」の導入推進等により、保有契約高は113.9兆円と8年連続で増加しました。また、10月には、企業・団体の健康増進に対する取組みを総合的に支援する「MY健康応援プログラム」の提供を開始しました。お客さま数（法人営業チャネル）（※6）についても、企業・団体の従業員等への提案機会を拡大するBtoE（※7）ビジネスを推進し、2018年3月末時点で485万人（前年度末差+5.8万人）に増加しました。

団体年金については、2017年4月に発売した特別勘定のリスク抑制型新運用プランがお客さまから高い評価をいただき、受託を拡大しました。また、お客さまの運用ニーズにあわせたコンサルティング活動により、媒介による投資顧問子会社商品の販売を強化しました。

このほか、法人営業の顧客基盤を活用した系列企業開拓や職域での商品説明会の開催など、お客さまとの接点拡大に向けた取組みを推進しています。

（※6）任意加入型団体保険の被保険者数（当社単独・幹事契約の本人・配偶者被保険者）

（※7）Business to Employeeの略で、企業・団体の従業員等に対するアプローチを意味する当社用語

【事務サービス】**（個人保険分野）**

タブレット型営業端末（マイスターモバイル）を活用した新契約・保全手続きのペーパーレス化を推進し、各種お手続きの所要時間短縮など、お客さまのお手続きにおける利便性向上に努めるとともに、「対面のアフターフォロー」にいつそう磨きをかけた結果、お客さまの手続き満足度（「満足」の割合）は57.1%（前年度差+6.5pt）となりました。

また、超高齢社会に適合したアフターフォロー態勢の高度化に向け、「MY安心ファミリー登録制度」（第二連絡先）の登録を推進し、累計登録者数は約196万人（2018年3月末現在、当年度は約65万人の増加）となりました。さらに「MY長寿ご契約点検制度」では、当年度対象の約8.3万人に確認活動を実施し、77歳では96.8%、90歳以上では99.5%（2018年1月末現在）の方のご契約を確認（請求確認）し、お客さまのご要望に沿い、約1,500件の各種お手続きに対応しました。

上記に加え、加齢等に伴う視力・聴力の低下等により、ご自身によるお手続きが難しいお客さまをサポートする「MYアシスト+」（マイアシストプラス）制度を創設しました（2018年4月から運用開始）。

なお、保険引受業務の高度化では、個別疾患等の引受範囲の見直しや商品別の引受査定を導入するなど、ご加入いただける範囲の拡大に努めています。

（企業保険分野）

お客さま満足度の向上と各種事務サービスの利便性をめざした取組みを推進しており、団体窓口向けインターネット事務サービス「MY法人ポータル」について、団体窓口の事務負荷を軽減するための機能等を拡充しました。なお、当年度から実施した団体事務手続き満足度調査における総合満足度（「満足」「やや満足」の合計）は、65.1%となりました。

また、お客さまのご意見等をふまえ、よりわかりやすい保険金・給付金請求書に改訂したほか、超高齢社会に適合したアフターフォロー態勢の高度化に向け、法人版「MY長寿ご契約点検制度」による請求確認等を当年度対象となる3,108人の方に実施しました。77歳では99.9%、90歳以上では99.5%（2018年3月末現在）の方のご契約を確認（請求確認）し、お客さまのご要望に沿い、各種お手続きに対応しました。

【資産運用】

サープラス・マネジメント型ALM（※8）の考え方に基づく運用を基本としつつ、超低金利環境や市場動向に対応した効果的な投融資を実施しています。

当年度は、国内金利の上昇局面で日本国債を買い入れたほか、内外金利差や為替水準をふまえ海外金利が上昇した第4四半期を中心に外国公社債を買い入れるなど、市場環境に応じた効果的な資産配分を実施しました。

また、資産運用収益力の強化に向けて、資産運用手法の高度化・多様化や、資産運用ガバナンス・リスク管理の高度化等に取り組む一環として、クレジット投融資を強化し、中期経営計画期間累計で1兆6,000億円を投融資する計画のもと、当年度は順調に進捗しました。

加えて、社会・経済のサステナビリティ（持続可能性）向上に貢献するという観点から、サステナビリティ投融資を推進しました。具体的には、いわゆるESG分野に加え、地方創生やインフラ、イノベーション関連分野等を主な投融資対象としており、中期経営計画期間累計で5,000億円の投融資をめざすなか、計画どおりに進捗しました。

また、「基本ポートフォリオ」を策定し、時価ベースで計測した資産および負債の将来的な推移や、会社全体のリスク・リターンプロファイルを把握するなど、ERM（統合的リスク管理）（※9）に基づく先進的な経営管理の定着・浸透を図っています。

これらの取組みにより、利益益は、前年度に比べ476億円増の2,225億円と過去最高になりました。

事務サービス面では、会社全体の持続的な成長に資する資産運用基盤の確立を目的に、資産運用の高度化に向けたシステム開発や事務集約・システム化などの業務効率化に取り組んでいます。

（※8）サープラス・マネジメント型ALM [Asset Liability Management] とは、経済価値（市場価額あるいは将来キャッシュ・フロー等による市場整合的な価額）で評価した資産価値と負債価値の差額であるサープラスを資本概念として捉え、その変動リスクをコントロールする資産負債の総合的な管理のことです。

（※9）統合的リスク管理（ERM [Enterprise Risk Management]）とは、会社全体のリスク、リターン、資本を経済価値ベースで定量的にコントロールし、リスク回避の基本方針を策定する一方、とるべきリスクを嗜好しながら企業価値の最大化をめざす経営管理手法のことです。

<スチュワードシップ活動>

「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、投資先企業との対話や議決権行使といったスチュワードシップ活動を通じて、投資先企業の企業価値向上を促し、これに伴う当社の株主としての利益を長期的かつ安定的に享受することに努めています。

また、5名中4名が社外取締役で構成される監査委員会において、議決権行使結果を検証し、利益相反管理の強化に努めています。

日本版スチュワードシップ・コードの改訂を受け、2017年9月には、特別勘定の保有株式について個別の企業・議案ごとの議決権行使結果を公表しました。一般勘定の保有株式については、引き続き、議案の主な種類ごとに整理・集計して開示するとともに、不賛同（反対・棄権）とした事例や、対話をふまえた精査により賛成した事例を開示しました。

<成長戦略（国内生命保険事業以外）>**【海外保険事業】**

グローバルな成長機会を取り込みつつ、安定的かつ持続的な利益成長の実現により、お客さま利益に貢献することをめざし、スタンコープ・フィナンシャル・グループ（以下、スタンコープ社）を中心とした既存投資先の収益力強化に資する取組みを進めています。また、実効性ある円滑なグループ業務運営を企図し、スタンコープ社とは、リスク管理等の分野における意見交換会を開催しました。そのほか、海外保険事業の発展を支えるグローバル人材の育成にも取り組んでいます。

なお、既存投資先5カ国7社の2017年1-12月期のグループ基礎利益への貢献額は、前年に比べ142億円増の456億円と拡大しました。

【国内関連事業】

国内関連会社各社、各財団が強みとなる専門性をより高め、お客さま利益の向上へのいっそうの貢献に取り組んでいます。

明治安田損害保険株式会社では、お客さまニーズに対応した、傷害保険等の販売拡大や賠償責任補償特約の商品性向上ならびに介護に関する補償の充実に取り組んでいます。

明治安田アセットマネジメント株式会社では、英国大手資産運用会社リーガル・アンド・ゼネラル・インベストメント・マネジメント・リミテッドとの業務提携を活かした商品ラインアップ拡充等による受託資産拡大の推進や、当社法人営業部門とのいっそうの連携による媒介業務の推進と投資信託販路拡大の継続実施に取り組んでいます。

また、さまざまな障がいのある方々の雇用機会を幅広く提供し、働きがいのある職場づくりを推進するため、当社の契約保全や福利厚生等の事務代行を営む明治安田ビジネスプラス株式会社を2017年6月に設立しました。同社は、9月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める特例子会社（※10）の認定を取得しました。

2018年3月には、事業連携・ガバナンスの両面における、いっそうのグループ一体運営をめざし、明治安田システム・テクノロジー株式会社および明治安田商事株式会社を子会社化しました。

なお、国内関連会社各社合計のグループ基礎利益への貢献額は、40億円となりました。

（※10）特例子会社とは、一定の要件を満たして厚生労働大臣の認定を受けた、障がい者の雇用に特別な配慮をした会社です。特例子会社が雇用している障がい者は、親会社が雇用しているものとみなして親会社の障がい者雇用率の算定に含めることができます。

<経営基盤戦略>**【グループ経営管理】**

国内・海外関連事業の拡大と、国際的な監督規制の動向等をふまえ、グループ経営管理態勢の強化に取り組んでいます。また、経営管理に関するアンケート等を活用して子会社、子法人等および関連法人等の適切な業務運営の確保に努めています。

国内関連会社については、各社の経営管理水準の引き上げ等を目的に、コーポレートガバナンス・コード等を参考として、当社と関連会社各社間の「役割・責任分担」を明確化するとともに、収益貢献度や重要な基幹機能の受託等により当社への影響度が大きい「重点指定会社」において執行役員制度を本格導入するなど、「監督と業務執行の分離」を進めています。また、「重点指定会社」には、独立した内部監査部署の設置や常勤監査役を配置するなど、内部監査・監査役態勢の整備・高度化に向けた継続的な指導・支援に取り組んでいます。加えて、当社がモニタリングの関与度を定め、グループベースでの連絡会等を通じて各社と意思疎通を図るなど、内部管理態勢のレベルに応じたモニタリングを実施しています。

海外保険関連会社については、各社への出資状況や各国規制等に応じた経営管理態勢を構築しています。主要な子会社であるスタンコープ社については、当社と共通の価値観を有する経営陣に日々の業務執行を委ねる一方で、当社役職員を取締役として派遣し、取締役会等を通じた業務執行の監督やモニタリングを実施しています。また、各社共通の枠組みとして、ガバナンスやリスク管理等の経営管理全般にわたるガイドラインを定めており、これに基づく経営管理を現地経営陣に要請するとともに、各社の態勢整備状況のモニタリングを実施しています。加えて、内部監査部門において各社の内部監査部門と適宜意見交換を行なうなど、グループとしての内部監査態勢の強化にも取り組んでいます。

【コーポレートガバナンス】

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針をとりまとめ制定・公表している「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、引き続きコーポレートガバナンス態勢の整備を推進しています。

取締役会および指名・監査・報酬の3委員会の自己評価にあたっては、より公正・客観的な評価を行なうため、外部コンサルタントによる助言・サポートを導入し、把握した課題とそれに対する対応策を策定し、公表するなど、コーポレートガバナンスのよりいっそうの高度化に取り組みました。

また、経営の透明性を高めるため積極的な情報開示に努めており、法定ディスクロージャー誌「明治安田生命の現況〔統合報告書〕」では、当社のCSR（企業の社会的責任）の取組みや経営活動をお客さまや地域社会等の幅広いステークホルダーのみなさまにいっそう理解いただくため、担当執行役による「経営戦略」の解説や「社外取締役インタビュー」等を掲載するとともに、新たに「価値創造プロセス」を掲載し、当社が持続的な成長を果たしていくビジネスモデルを示すなど、非財務情報の開示の充実に取り組みました。

【統合的リスク管理（ERM）】

統合的リスク管理（ERM）については、サープラス・マネジメント型ALMの推進やリスク削減に継続的に取り組むとともに、自己資本を着実に積み増し、リスク耐性のさらなる向上に取り組むほか、「成長性」「収益性」「健全性」のバランスを取りながら企業価値を持続的に向上させていくことを目的とするなど、ERMを経営管理の中核的手法と捉え、高度化を推進しています。

また、当社のリスクテイクの意思を定めた「リスクアペタイト」のもと、事業分野やリスク種類ごとのリスクテイク可能なリスク量の上限を定める「資本配賦」など、ERMを活用した経営計画を定め、経営目標である企業価値（EEV）や、経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）の達成に向けて取り組んだほか、「明治安田生命の現況〔統合報告書〕」等においてERMにかかる開示内容を拡充する等にも取り組まれました。

グループベースでは、特に重要度の高い子会社（重要子会社）であるスタンコープ社、明治安田損害保険株式会社のリスクテイクについて、定性・定量の両面からよりコントロールを高めるための枠組み（グループリスクアペタイト、重要子会社への資本配賦）を構築しました。

〔資本政策〕

中期経営計画において、2020年3月末までに、所定の内部留保と外部調達資本の合計であるオンバランス自己資本を3兆円まで積み増すことをめざしており、内部留保の積み増しに加えて、2017年8月には基金500億円の再募集、11月には国内劣後債による1,000億円の外部資本調達を実施しました。その結果、2018年3月末のオンバランス自己資本は、2兆6,511億円（前年度末差+1,870億円）となりました。

〔リスク管理〕

業務遂行から生じるさまざまなリスクを総合的に把握・認識し、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロール活動といったリスク管理プロセスを通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しています。特に、当社にとって影響の大きいリスクについては、重要リスクとして特定し、このうち、経営として特に注視していくべきリスクとして、「市場環境の急変に伴う財務健全性の低下」「海外事業会社に対する経営管理態勢整備」さらに、「ブランド価値毀損リスク」（「募集コンプライアンス」および「適切な勤務管理」への対応が不十分となるリスク）の3つを定め、その対応策を経営計画に反映し、リスク発生の未然防止、発生時に与える影響の軽減に取り組まれました。その他、「サイバーセキュリティ強化への対応不十分」を重要リスクに定め、専門体制（CSIRT）による、外部情報共有機関を通じた情報収集や定期的な訓練を実施するなど、リスク発生の予兆等を定期的にモニタリングのうえ、必要な対応策を検討・実施することで、リスク管理プロセスの実効性向上に努めています。

あわせて、リスクテイク戦略の妥当性を検証するプロセスであるORSA（Own Risk and Solvency Assessment：自己資本充実度評価）についても、統合リスク管理の中核的手法の一つとして実施しています。

また、グループベースでは、重要リスク管理態勢の整備およびリスク量計測の高度化等に取り組まれました。

〔内部管理〕

各組織においてオペレーショナルリスクの管理状況を自ら点検する「内部管理自己点検」の徹底を図るなど、内部管理プロセスの実効性向上に継続的に取り組み、適切な業務運営の確保に努めています。

また、適切かつ実効性ある内部管理態勢を構築するため、内部監査部門において重要リスクへの対応状況や中期経営計画の実施状況等を検証し、改善に向けた提言を行なうなど、各組織の適切な業務推進と課題改善を支援しています。

〔コンプライアンス〕

コンプライアンスをすべての業務遂行の大前提と位置づけ、適正な保険募集等に向けた態勢の高度化ならびにコンプライアンス風土の確立に向けて取り組んでいます。

具体的には、2017年8月にアドバイザー制度を見直し、コンプライアンス面の評価を拡大するとともに、支社等の自律的なコンプライアンス推進に向け、指導管理態勢を強化しました。さらに、2018年1月から、ご契約のお申込時点でお客さまに募集プロセスの適切性を直接確認する体制を強化するなど、保険募集管理態勢の高度化に取り組まれました。

金融犯罪対策については、反社会的勢力との関係遮断やマネー・ロンダリングおよびインサイダー取引の防止態勢ならびに国際税務コンプライアンスへの対応を高度化しました。

情報管理面では、2017年5月の改正個人情報保護法の施行にあわせ、情報管理態勢を整備しました。

〔情報投資〕

中期経営計画における成長戦略や経営戦略の様々な取組みに対応するため、システム開発のさらなる高度化を図るとともに、お客さまに先進のサービスを提供するため、新しい全国ネットワークシステムの基本計画を策定し、本格的な開発に着手しました。加えて、大規模プロジェクトについては、開発上の課題や進捗等のモニタリングを通じてITマネジメント機能を強化しました。

また、人工知能やRPA（Robotic Process Automation）（※11）をはじめ、業務効率化につながる先端技術の実装に向けた実証実験に取り組まれました。

（※11）人がPCで行なう定型作業をソフトウェアに設定し、作業を代替するシステムのことです。

〔人事政策〕

職員一人ひとりの「ワーク・エンゲイジメント」（※12）の向上をめざし、「働きがい」と「働きやすさ」の両面を追求する取組みを進めました。

具体的には、「人財力の持続的向上」として、「明治安田フィロソフィー」の理念教育を進めるとともに、育成体系を見直し、将来の経営人材の選抜・育成、人材育成の担い手である上司のスキル向上、専門分野に応じた育成など、全社的な人材価値の向上に取り組まれました。

また、「心身の健康増進」のために、会社が従業員の健康に積極的に関与し、健康づくりイベントや女性特有疾病の検診機会の拡大、新たな健康管理システムの開発など、疾病罹患・重症化の予防に効果的な施策を展開しました。

「多様性受容と活躍支援」にも取り組んでおり、女性層やシニア層、障がい者の活躍支援を重点的に進めるとともに、職場の上司・部下や同僚同士が多様な人材を受け入れるための風土づくりを推進しました。特に、女性層への活躍支援の結果、女性管理職の割合は、2018年4月始時点で23.5%（人数297人）まで向上しました。

さらに、「働き方改革」として、イノベーションにつなげるための「余力」の創出に向け、会社・所属・個人単位で業務効率化を進めるとともに、引き続き、長時間労働の抑止など、適正な勤務管理の推進、働きやすい環境の整備を行ない、生産性の向上に取り組まれました。

これらの取組みにより、評価指標である「ワーク・エンゲイジメント指数」（※13）も向上しました。

（※12）一人ひとりが誇りとやりがいを感じながら活き活きとチャレンジングに働く状態

（※13）「働きがい」と「働きやすさ」を、それぞれ「意識（定性）」・「取組（定量）」の両面で指数化した、当社独自の指標

〔事業費効率化〕

個人保険分野および企業保険分野における事務サービス等において、システム開発へ一定程度の先行投資を行ない、各種手続きの電子化に伴うペーパーレス化の推進など、コスト削減に向けた取組みを推進しています。

具体的には、個人保険では、集金業務の縮減、ご契約手続きの電子化を各々90%程度実現し、企業保険では、約55%の帳票削減を実現するなど、コストダウンを図りました。

また、帳票等の印刷・社内物流等や、什器・備品等の執務環境整備業務を見直し、印刷費や配送費の削減等に取り組まれました。

[イノベーションの創出]

中期経営計画の成長戦略の一環として、「先端技術等によるイノベーション」創出に資する取組みを推進しています。

そのうち、人工知能については、保険引受や保険金支払査定等の「判断業務」、お客さまや営業拠点等からの「照会対応業務」、データ分析から新たな施策を立案する「行動提案業務」の3業務をヒトによる基幹業務の生産性向上を支援する活用領域として定め、一部業務では2018年度から実装に着手します。

また、生命保険ビジネスと親和性の高いヘルスケア分野では、中小企業の健康経営をサポートする法人向けのプログラム「MY健康増進サービス」をヘルスケア分野のスタートアップ企業と共同して開発し、2017年6月から提供しました。

その他、オープンイノベーションに関する取組みとして、異業種との協業によるイノベーション創出を目的に、前年度に続きハッカソン形式（※14）のイベントを7月に福岡で開催しました。また、イノベティブなアイデアを生み出す手法として注目されつつあるデザイン思考（※15）を社内に浸透させるための社内コンテンツの開発など、イノベーション創出に資する手法等の調査・研究を行ないました。（※14）ハッカソンとは、プログラミングを表す「Hack」と「マラソン」を合わせた造語で、短期・集中的に共同作業でソフトウェアを開発する技術とアイデアを競うイベント

（※15）デザイン思考とは、人々の行動や思考に関する洞察をもとに潜在的ニーズを見つけ出し、試行と改善を繰り返す取組みを通じて新たな顧客体験を生み出していく創造的なアプローチ法

<ブランド戦略>

「明治安田フィロソフィー」の社内外への浸透を通じた企業ブランド構築をめざす戦略のもと、ステークホルダーを中心とした幅広い層への「企業ビジョン」の浸透に向けたアウトタープロモーションを展開するとともに、インナープロモーションも効果的・統一的に推進しました。

「企業ビジョン」の実現に向けて、ご契約の定期点検等を通じたお客さまのご意向に沿ったアフターフォローの実践をはじめ、総合保障商品「ベストスタイル」のご加入者に向けたアフターフォローの解説冊子「安心ロードマップ」のお届け、「MY安心ファミリー登録制度」および「MY長寿ご契約点検制度」など、お客さまに充実したアフターフォローを実感いただけるよう取り組みました。

さらに、Jリーグのタイトルパートナーである当社は、全国86支社等が「明治安田生命Jリーグ」所属の全54クラブ等とスポンサー契約を締結し、Jクラブ等の応援を通じた地域社会の活性化や、小学生向けサッカー教室等を通じた子どもの健全育成に引き続き取り組みました。

これらのブランド戦略に関する諸取組みを、各種媒体を通じて効果的に周知することにより、当社の認知度・好感度の向上を図りました。

<「企業ビジョン実現プロジェクト」の実施状況>

「企業ビジョン」実現に向けて一人ひとりが創造力をもって積極的・主体的に取り組む企業風土の醸成をめざして、プロジェクトを展開しました。

プロジェクト初年度として、役員が従業員に「明治安田フィロソフィー」を直接説明・解説する場として全所属で開催した「ビジョンミーティング」をはじめ、従業員の理解・共感、自分ごと化につながる諸施策を重点的に実施しました。

また、プロジェクトの柱である各組織単位の小集団活動「Kizuna（キズナ）運動」を通じて、「お客さまとの絆」「地域社会との絆」「働く仲間との絆」を深める取組みや、コミュニケーション・一体感向上に向けたボトムアップ型の取組みを全員参画で行ないました。

主な取組みとして、各組織内の業務効率化や「働き方改革」に向けた取組みに加え、誕生日やご契約の節目等にあわせて、アドバイザーがお客さまへの想いを手書きのメッセージでお届けする「MYメッセージ活動」を推進しました（約304万枚／前年度比+約75%）。

また、「明治安田生命Jリーグ」の応援では、「全員がサポーター」を合言葉に、2017シーズンに累計約27万人（前年比約20%増）の当社従業員とその家族およびお客さまがスタジアムで観戦しました。

こうした取組みの結果、従業員意識調査では、お客さま志向をはじめとする企業風土の醸成状況は概ね良好な傾向が見られました。

<主要業績の概況>

[当期における当社の主要業績について]

2017年度における当社の主要業績は次のとおりです。

個人保険・個人年金保険は、保険料ベースの業績指標である年換算保険料（各契約について、お支払いいただく保険料を1年あたりに換算した業績指標）において、新契約年換算保険料が1,279億円、年度末での保有契約年換算保険料が2兆2,511億円となりました。このうち、第三分野（医療・介護保障等）は、新契約年換算保険料が428億円、年度末での保有契約年換算保険料が4,020億円となりました。

団体保険の年度末保有契約高は1兆139,442億円、団体年金保険の年度末保有契約高（責任準備金の金額）は7兆6,072億円となりました。なお、明治安田アセットマネジメント株式会社が受託している団体年金資産を加えた明治安田生命グループ全体での団体年金資産の契約・受託残高は、8兆8,117億円でした。

(新契約年換算保険料)

	当年度 金額	前年度比増減率		前年度 金額
個人保険・個人年金保険	1,279億円		△28.9%	1,799億円
うち 第三分野	428億円		17.2%	365億円

(減少契約年換算保険料)

	当年度 金額	前年度比増減率		前年度 金額
個人保険・個人年金保険	1,268億円		0.2%	1,265億円

(保有契約年換算保険料)

	当年度末 金額	前年度末比増減率		前年度末 金額
個人保険・個人年金保険	2兆2,511億円		0.0%	2兆2,500億円
うち 第三分野	4,020億円		5.2%	3,822億円

以下の契約高には、第三分野の業績は含まれていません。
(新契約高)

	当年度	前年度比増減率	前年度
	金額		金額
個人保険・個人年金保険	1兆6,000億円	△48.3%	3兆 959億円

(減少契約高)

	当年度	前年度比増減率	前年度
	金額		金額
個人保険・個人年金保険	5兆6,188億円	△2.2%	5兆7,470億円

(保有契約高)

	当年度末	前年度末比増減率	前年度末
	金額		金額
個人保険・個人年金保険	78兆5,273億円	△4.9%	82兆5,461億円
団体保険	113兆9,442億円	0.9%	112兆9,569億円
団体年金保険	7兆6,072億円	2.2%	7兆4,417億円

経常収益では、保険料等収入が2兆7,194億円となりました。うち個人保険は1兆3,628億円、個人年金保険は3,727億円、団体保険は3,121億円、団体年金保険は6,357億円となりました。

資産運用収益は、利息及び配当金等収入が7,689億円、有価証券償還益が581億円、有価証券売却益が251億円で、資産運用収益合計では8,901億円となりました。

経常費用では、保険金等支払金は2兆2,125億円、うち個人保険・個人年金保険が1兆4,621億円、団体保険が1,535億円、団体年金保険が5,657億円となりました。

責任準備金等繰入額は、4,190億円となりました。

資産運用費用は、金融派生商品費用が1,138億円、有価証券売却損が380億円、有価証券評価損が85億円、資産運用費用合計では2,072億円でした。

事業費は、3,564億円となりました。

これらの結果、経常利益は3,683億円でした。また、基礎利益（保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表わす指標）は5,467億円となりました。

特別損益のうち、特別利益は、固定資産等処分益等により15億円でした。特別損失は、固定資産等処分損17億円、減損損失7億円を計上したほか、価格変動準備金へ1,070億円繰り入れる等、合計で1,101億円でした。

以上の結果、経常利益に、特別損益、法人税等を加減した当期純剰余は2,401億円となりました。

当期純剰余に土地再評価差額金取崩額等を反映し、当期末処分剰余金は2,395億円となりました。当期末処分剰余金から剰余金処分案にて社員配当準備金に1,857億円繰り入れることとしています。

	当年度	前年度比増減率	前年度
	金額		金額
経常収益	3兆7,101億円	4.7%	3兆5,422億円
保険料等収入	2兆7,194億円	4.0%	2兆6,158億円
資産運用収益	8,901億円	9.1%	8,160億円
経常費用	3兆3,418億円	3.7%	3兆2,237億円
保険金等支払金	2兆2,125億円	0.4%	2兆2,040億円
責任準備金等繰入額	4,190億円	29.5%	3,236億円
資産運用費用	2,072億円	20.5%	1,720億円
事業費	3,564億円	1.7%	3,503億円
経常利益	3,683億円	15.7%	3,184億円
基礎利益	5,467億円	15.7%	(※16) 4,723億円
特別利益	15億円	△13.4%	17億円
特別損失	1,101億円	71.9%	640億円
当期純剰余	2,401億円	2.7%	2,338億円

当期末処分剰余金	2,395億円	1.0%	2,372億円
----------	---------	------	---------

(※16) 2017年度中間会計期間より、基礎利益から、マーケット・ヴァリュア・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額および外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額を除いています。なお、この変更を前年度に適用すると、前年度の基礎利益は2億円増加となります。

総資産については、年度末で38兆5,643億円となりました。

	当年度末	構成比	前年度末	構成比
	金額		金額	
総資産	38兆5,643億円	100.0%	37兆5,614億円	100.0%
現金及び預貯金等	8,122億円	2.1%	6,336億円	1.7%
有価証券	31兆7,819億円	82.4%	30兆8,634億円	82.2%
貸付金	4兆5,073億円	11.7%	4兆6,819億円	12.5%
有形固定資産	8,730億円	2.3%	8,824億円	2.3%

負債の大宗を占める責任準備金残高は31兆7,985億円でした。責任準備金は、法令等で定められている積立方式のうち、最も積立水準が高い準純保険料式で積み立っています。

	当年度末	構成比	前年度末	構成比
	金額		金額	
負債の部合計	34兆4,599億円	89.4%	33兆5,038億円	89.2%
責任準備金	31兆7,985億円	82.5%	31兆3,832億円	83.6%
支払準備金	1,151億円	0.3%	1,114億円	0.3%
価格変動準備金	6,845億円	1.8%	5,775億円	1.5%
純資産の部合計	4兆1,043億円	10.6%	4兆 576億円	10.8%
基金・基金償却積立金	8,800億円	2.3%	8,300億円	2.2%
剰余金	5,057億円	1.3%	5,383億円	1.4%
その他有価証券評価差額金	2兆5,640億円	6.6%	2兆5,338億円	6.7%
負債及び純資産の部合計	38兆5,643億円	100.0%	37兆5,614億円	100.0%

ソルベンシー・マージン比率（行政監督上の指標の一つで、大災害や株価の暴落等、通常の予測を超えて発生するリスクへの対応余力の水準を表わす指標）は、937.9%となりました。

【当期における当社グループの主要業績について】

2017年度における当社グループの主要業績は次のとおりです。

経常収益は4兆1,170億円、経常利益は3,701億円、親会社に帰属する当期純剰余は2,650億円となりました。

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
経常収益	4兆1,170億円	6.2%	3兆8,754億円
経常利益	3,701億円	17.6%	3,148億円
親会社に帰属する当期純剰余	2,650億円	18.5%	2,237億円

グループ保険料（※17）は3兆243億円、グループ基礎利益（※18）は5,851億円となりました。

（※17）連結損益計算書上の保険料等収入

（※18）明治安田生命の基礎利益に連結される子会社および子法人等ならびに持分法適用の関連法人等のキャピタル損益等を控除した税引前利益のうち明治安田生命の持分相当額を合算し、明治安田生命グループ内の内部取引の一部を相殺した数値

	当年度		前年度 金額
	金額	前年度比増減率	
グループ保険料	3兆 243億円	5.5%	2兆8,663億円
グループ基礎利益	5,851億円	17.9%	4,962億円

総資産については、年度末で41兆5,434億円となりました。

	当年度末 金額	前年度末 金額
総資産	41兆5,434億円	40兆4,127億円

連結ソルベンシー・マージン比率は、990.2%となりました。

【対処すべき課題】

国内生命保険市場においては、少子高齢化の進展により長期的な市場の縮小が見込まれるなかで、当社が持続的に成長するための基盤の確保に向けて、お客さま数の拡大、重点マーケットへの取組みを強化します。また、「健康増進プロジェクト」は、従来の商品・サービスの枠を超えて、新たな価値の創造・提供をめざしており、「日常的な運動の支援」と「定期的なけんしん（健診・検診）の促進」を2つの柱に、ご加入後の健康維持・改善の結果に対してメリットを提供する「商品」、病気の予防・早期発見のためのプロセスを支援する「サービス」、当社未加入者を含めた地域社会のお客さまを対象とする「アクション」の3分野で展開するとともに、健康・医療関連データを活用して、当社の保険引受業務や商品開発等の高度化にも取り組んでいきます。

海外保険事業においては、安定的かつ持続的な収益基盤の拡大に向けて、国際的な監督規制の動向等をふまえたグループ経営管理態勢のさらなる強化を図りつつ、スタンコープ社を中心とする 既存投資先の収益拡大をめざしてまいります。

資産運用においては、超低金利環境下における収益力の強化に向けて、資産運用手法の高度化・多様化に取り組むとともに、金融市場の変動への対応力の強化を図ってまいります。

経営基盤を強化する取組みでは、働き方の見直しを通じて特に生産性の向上と経営として注視していくべきリスクに設定している労務管理の強化を進めるとともに、中長期的なビジネス競争力の確保に向けて、システム開発態勢の強化等に取り組んでまいります。

中期経営計画における経営目標の完遂に向けて、各分野におけるこれらの取組みを加速するとともに、経営環境の変化等に応じて、経営計画の機動的な見直しを行なう四半期運営を継続実施してまいります。

(2) 財産および損益の状況の推移

ア. 当社の財産および損益の状況の推移

区 分		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (当期)
年度末契約高	個人保険	744,632	711,937	680,422	645,576
	個人年金保険	138,662	140,035	145,038	139,696
	団体保険	1,116,361	1,119,188	1,129,569	1,139,442
	団体年金保険	71,336	73,454	74,417	76,072
	その他の保険	3,411	3,251	3,240	3,180
		百万円	百万円	百万円	百万円
保険料等収入	3,408,447	3,357,858	2,615,872	2,719,469	
資産運用収益	1,029,120	788,144	816,067	890,118	
保険金等支払金	2,596,389	2,301,138	2,204,036	2,212,551	
経常利益	383,854	300,953	318,455	368,360	
当期純剰余	265,255	218,472	233,805	240,187	
社員配当準備金繰入額	180,044	165,707	169,815	185,731	
総資産	36,469,024	36,576,681	37,561,475	38,564,334	

イ. 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経常収益	4,599,843	4,276,540	3,875,469	4,117,073
経常利益	386,468	299,107	314,883	370,190
親会社に帰属する当期純剰余	265,402	214,099	223,730	265,038
純資産額	4,180,335	3,631,671	4,044,345	4,123,752
総資産	36,579,624	39,164,289	40,412,770	41,543,423

(3) 支社等および代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
支 社	78	86	8
営 業 部 ・ 営 業 所	924	926	2
海 外 事 務 所	3	2	△ 1
計	1,005	1,014	9
代 理 店	1,515	1,721	206
計	2,520	2,735	215

(4) 使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)	当 期 末 現 在		
				平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	平 均 給 与 月 額
内務職員	10,451	10,485	34	44 0	16 1	339
営業職員	31,421	31,776	355	47 4		

(注) 1. 内務職員の在籍数は、総合職・医務職・医療職・得意先担当職・契約社員の合計より、出向・休職・組合専従を除いた数です。
2. 平均給与月額は、2018年3月の税込基準内給与と賞与、時間外手当等は含みません。

(5) 主要な借入先の状況

特になし

(6) 資金調達の状況

内 容	実 施 日	償却期限	金 額
基金の募集(再募集)	2017年8月4日	2022年8月1日	500億円

内 容	発 行 日	償還期限	金 額
劣後特約付社債 (円建)	2017年11月6日	2047年11月6日 (注)	1,000億円

(注) 償還期限は、発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還可能です。

(7) 設備投資の状況

ア. 設備投資の総額

設 備 投 資 の 総 額	35,184	百万円
---------------	--------	-----

(注) 2017年度中に実施した設備投資の総額を記載しております。なお、設備投資は、有形固定資産および無形固定資産に係るものです。

イ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(8) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
明治安田システム・テクノロジー株式会社	東京都江東区	システム開発、運用管理業務、顧客企業へのコンサルティング業務、金銭収納代行業、介護関連事業、疾病予防サービスの提供	1982年4月1日	100 百万円	31.1 (72.4) %
明治安田アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業	1986年11月15日	1,000 百万円	92.9
明治安田損害保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1996年8月8日	52,000 百万円	100.0
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国 ハワイ州 ホノルル市	生命保険・健康保険業務	1961年8月3日	635 万米ドル	100.0
Meiji Yasuda America Incorporated	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	金融経済調査、米国における不動産投資	1998年8月3日	4,266 万米ドル	100.0
StanCorp Financial Group, Inc.	米国 オレゴン州 ポートランド市	生命保険業務および保険関連事業	1998年9月23日	495,000 万米ドル	100.0

(注) 1. 議決権割合の()内は、間接議決権割合を含めた場合です。
2. Pacific Guardian Life Insurance Company, Limitedへの資本参加は1976年3月26日、StanCorp Financial Group, Inc.への資本参加は2016年3月8日です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2.会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

ア. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
鈴木 伸 弥	取締役会長 指名委員 報酬委員	株式会社ほくほくフィナンシャル グループ取締役	
根 岸 秋 男	取締役 指名委員 報酬委員	株式会社ニコン取締役	
山 下 敏 彦	取締役	株式会社山口銀行取締役 タラックス・インターナショナル株式会社監査役	
井 福 正 博	取締役		
古 城 謙 治	取締役 監査委員		
服 部 重 彦	取締役 (社外) 報酬委員長	株式会社島津製作所相談役 田辺三菱製薬株式会社取締役 サッポロホールディングス株式会社取締役 ブラザー工業株式会社取締役	
落 合 誠 一	取締役 (社外) 監査委員長 報酬委員	弁護士 日本電信電話株式会社監査役 宇部興産株式会社監査役	
木 瀬 照 雄	取締役 (社外) 指名委員長 監査委員	TOTO株式会社特別顧問	
須 田 美 矢 子	取締役 (社外) 指名委員 監査委員	一般財団法人キャノングローバル戦略 研究所特別顧問 富士通株式会社取締役 宇部興産株式会社監査役	
北 村 敬 子	取締役 (社外) 監査委員 報酬委員	京王電鉄株式会社監査役 日野自動車株式会社監査役	会計学を研究する専門家として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
秋 田 正 紀	取締役 (社外) 指名委員	株式会社松屋代表取締役社長執行役員 株式会社ギンザコア代表取締役会長	

(注) 監査委員会監査の実効性確保の観点から、質の高い情報収集、会計監査人および内部監査部門・内部統制部門等との連携強化等のため、社内取締役である監査委員を常勤監査委員として選定しています。

イ. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
鈴木 伸 弥	代表執行役 内部監査部	株式会社ほくほくフィナンシャル グループ取締役	
根 岸 秋 男	代表執行役 社長	株式会社ニコン取締役	
山 下 敏 彦	執行役 副社長 資産運用部門長 [運用企画部、融資部(※)、 クレジット投資部(※)、 証券運用部、 特別勘定運用部、 不動産部、運用審査部(※)、 運用サービス部(※)]、 秘書部	株式会社山口銀行取締役 タラックス・インターナショナル株式 会社監査役	
井 福 正 博	執行役 副社長 運用審査部、商品部、人事部		
酒 井 明 夫	専務執行役 公法人営業部門長 [公法人業務部]		2018年3月31日付で 専務執行役を辞任し ました。
大 西 忠	専務執行役 営業企画部、営業人事部、 法人営業企画部		
荒 谷 雅 夫	専務執行役 国際事業部(※)、広報部、 企画部、調査部		
牧 野 真 也	専務執行役 事務サポート部、 収益管理部、情報システム部		
前 嶋 哲 雄	専務執行役 総合法人営業部門長 [総合法人業務部]		2018年3月31日付で 専務執行役を辞任し ました。

相 樂 昌 彦	常務執行役	代理店営業部門長 [総合代理店業務部]		
菊 川 隆 志	常務執行役	融資部、クレジット投資部、 運用サービス部		
綾 井 康 之	常務執行役	個人営業部門長 [業務部]		
梅 崎 輝 喜	常務執行役	事務サービス企画部、 「お客さまの声」統括部、 コンプライアンス統括部		
山 内 和 紀	常務執行役	国際事業部	スタンコープ・ファイナンシャル・ グループ株式会社取締役 スタンダード生命保険株式会社取締役 スタンダード・ニューヨーク生命保険 株式会社取締役 タイライフ・インシュアランス・ パブリック・カンパニー・リミテッド 取締役	
永 島 英 器	常務執行役	関連事業部、リスク管理 統括部、法務部		
中 谷 新 司	常務執行役	契約部、法人サービス部、 団体年金サービス部		
水 野 剛	執行役	契約サービス部、保険金部、 総務部		2018年3月31日付で 執行役を辞任しまし た。

(注) 1. 部門長の [] 内は、部門長が担当する業務の所管部を表わします。
2. 担当執行役配置部 (※) の分掌業務にかかる個別案件についての決裁権限を有しません。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等
		百万円
取締役	8	119
執行役	17	934
計	25	1,062

(注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2017年7月4日開催の第70回定時総代会終結の時をもって退任した取締役1名分を含んでおります。
2. 当社は、2008年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員に対し、役員年金（退職慰労金）として、取締役33名に対し74百万円および監査役7名に対し10百万円を支給しております。
4. 当社は、2017年7月4日の報酬委員会において、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針について決議しました。その内容は次のとおりです。
(1) 基本方針
取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、当会社の経営環境・会社業績等をふまえた適切な水準に設定する。
(2) 取締役の報酬
取締役の報酬は、職務内容・委員長委嘱の有無に応じた固定報酬とする。
(3) 執行役の報酬
執行役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、基本報酬および業績連動報酬および代表権加算で構成する。
ア. 基本報酬および代表権加算は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。
イ. 業績連動報酬は、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合いに応じ、一定の範囲内で決定する。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の概要
服 部 重 彦 落 合 誠 一 木 瀬 照 雄 須 田 美 矢 子 北 村 敬 子 秋 田 正 紀	当該取締役の保険業法第53条の33第1項に関する責任につき、1,000万円または保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3.社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
服部 重彦	<p>< 他の会社の業務執行取締役等の兼職状況 > 株式会社島津製作所 相談役</p> <p>当社は、株式会社島津製作所と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p> <p>< 他の会社等の社外役員の兼職状況 > 田辺三菱製薬株式会社 取締役 サッポロホールディングス株式会社 取締役 ブラザー工業株式会社 取締役</p> <p>当社は、田辺三菱製薬株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 当社は、サッポロホールディングス株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社はブラザー工業株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
落合 誠一	<p>弁護士</p> <p>< 他の会社等の社外役員の兼職状況 > 日本電信電話株式会社 監査役 宇部興産株式会社 監査役</p> <p>当社は、日本電信電話株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社は宇部興産株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
木瀬 照雄	<p>< 他の会社の業務執行取締役等の兼職状況 > TOTO株式会社 特別顧問</p> <p>当社は、TOTO株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
須田 美矢子	<p>一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 特別顧問</p> <p>< 他の会社等の社外役員の兼職状況 > 富士通株式会社 取締役 宇部興産株式会社 監査役</p> <p>当社は、富士通株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社は宇部興産株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p>
北村 敬子	<p>< 他の会社等の社外役員の兼職状況 > 京王電鉄株式会社 監査役 日野自動車株式会社 監査役</p> <p>当社は、京王電鉄株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 また、当社は、日野自動車株式会社と保険の取引があります。</p>
秋田 正紀	<p>< 他の会社の業務執行取締役等の兼職状況 > 株式会社松屋 代表取締役社長執行役員</p> <p>当社は、株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。</p> <p>< 他の会社等の業務執行取締役等の兼職状況 > 株式会社ギンザコア 代表取締役会長</p>

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
服部 重彦	2012年7月3日就任	当年度取締役会12回開催のうち12回出席。 当年度報酬委員会7回開催のうち7回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
落合 誠一	2012年7月3日就任	当年度取締役会12回開催のうち12回出席。 当年度在任中指名委員会3回開催のうち3回出席。 当年度監査委員会15回開催のうち15回出席。 選定後報酬委員会4回開催のうち4回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、法律の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
木瀬 照雄	2014年7月2日就任	当年度取締役会12回開催のうち12回出席。 当年度指名委員会5回開催のうち5回出席。 当年度監査委員会15回開催のうち15回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
須田 美矢子	2014年7月2日就任	当年度取締役会12回開催のうち12回出席。 選定後指名委員会2回開催のうち2回出席。 当年度監査委員会15回開催のうち14回出席。 当年度在任中報酬委員会3回開催のうち3回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、金融経済の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。

北村 敬子	2015年7月2日就任	当年度取締役会12回開催のうち12回出席。 当年度監査委員会15回開催のうち15回出席。 選定後報酬委員会4回開催のうち4回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、財務および会計の専門家としての知識や経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。
秋田 正紀	2017年7月4日就任	就任後取締役会9回開催のうち8回出席。 就任後指名委員会2回開催のうち2回出席。	取締役会等において、当社の経営に対し、長年にわたる経営者としての経験等をふまえた幅広い見地から発言があります。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等 百万円	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7	86	-

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4.基金に関する事項

(1) 基金拠出額 260,000百万円

(2) 当年度末基金拠出者数 4名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額 百万円	基金拠出割合 %
明治安田生命2016基金特定目的会社	100,000	38.46
明治安田生命2014基金特定目的会社	60,000	23.08
明治安田生命2017基金特定目的会社	50,000	19.23
明治安田生命2013基金特定目的会社	50,000	19.23

(注) 明治安田生命2013基金特定目的会社、明治安田生命2014基金特定目的会社、明治安田生命2016基金特定目的会社および明治安田生命2017基金特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、その発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しています。

5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人	会計監査人としての報酬等の額 202 百万円	1. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「監査委員会監査基準」をふまえ、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、監査報酬の見積り、非監査業務の委託状況および非監査報酬などが適切であるかを確認のうえ、会計監査人の報酬等について同意しました。 2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託し対価を支払っています。 ・企業年金の受託業務に係る内部統制の保証業務等
指定有限責任社員 金井 沢治		
指定有限責任社員 壁谷 恵嗣		
指定有限責任社員 熊木 幸雄		
指定有限責任社員 袁輪 康喜		

(注) 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 276百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

ア. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

1. 監査委員会決議による会計監査人の解任
 監査委員会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。
 監査委員会は、会計監査人の解任を監査委員会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任する。
 なお、この場合、監査委員会が選定した監査委員は、監査委員会決議により会計監査人を解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される総代会に報告する。
2. 総代会決議による会計監査人の解任
 監査委員会は、会計監査人が前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人に適正な監査が期待できない場合には、総代会決議による会計監査人の解任の検討を行なう。
 監査委員会は、会計監査人の解任を総代会決議によって行なうことを妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定する。
3. 会計監査人の不再任
 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが適切であるかについて確認し、会計監査人の不再任の検討を行なう。
 監査委員会は、会計監査人の不再任を妥当と判断する場合、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定する。

イ. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子法人等の計算関係書類の監査の状況

当社の重要な子法人等のうち、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited、StanCorp Financial Group, Inc. およびMeiji Yasuda America Incorporatedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6.業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定めております。同基本方針の内容とその運用状況の概要は次のとおりです。

<内部統制システムの基本方針>

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現のために、内部統制システムの基本方針について下記のとおり定める。なお、当該基本方針において、グループ会社とは、子会社、子法人等からなる実質子会社および関連法人等をいい、当社は、内部統制システムを構築するにあたり、「国内関連会社経営管理規程」および「海外関連会社経営管理規程」等に基づき体制を整備する。

I. 監査委員会の職務の執行のために必要な体制

1. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の執行役および執行役員からの独立性に関する事項、当社の監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 (監査委員会事務局)
 当社は、監査委員会の直属の組織として監査委員会事務局を設置し、執行役および執行役員からの指揮命令を受けずに監査委員会を補助する組織・要員を確保する。
 (監査委員会事務局への要員配置)
 当社は、監査委員会事務局には監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用人を継続的に配置する。
 (独立性および指示の実効性の確保)
 当社は、監査委員会事務局に所属する使用人の執行役および執行役員からの独立性および監査委員会による当該使用人に対する指示の実効性を確保する。
 当社は、監査委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関する事項については監査委員会の同意がなければこれを行なうことができない。
2. 当社の監査委員会への報告に関する体制
 (当社の取締役、執行役、執行役員および使用人による当社の監査委員会への報告、当社の実質子会社の取締役、監査役等その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査委員会への報告)
 当社は、以下の事項を中心に、当社の重要会議への監査委員出席、当社およびグループ会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、使用人等もしくはこれらの者から報告を受けた者と監査委員会または監査委員との定期的な意見交換または個別報告を通じ、監査委員会への適切な報告体制を確保する。
 また、上記報告に関して、その報告者等が不利な取扱いを受けない体制を確保する。
 ①当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の事業の状況、業務および財産の状況
 ②当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の内部統制システムの構築状況および運用状況
 ③当社および監査委員会が必要と認めるグループ会社の苦情の処理および内部通報制度の運営の状況
 ④その他監査委員会が監査上報告を受けることが必要と認める当社およびグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
3. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 (内部監査部門との連携)
 当社は、監査委員会が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門から監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。
 (文書・規程類等重要な記録の確認)
 当社は、監査委員会が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。
 (監査費用)
 当社は、監査委員会または監査委員がその職務の執行に係る費用等について、あらかじめ予算を計上するとともに、追加の費用等が発生したときは、その職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを負担する。

【運用状況の概要】

当社は、監査委員会の直属の組織として監査委員会事務局を設置しており、同事務局所属員の人事異動等について監査委員会の同意を経て実施しています。
 監査委員会および常勤監査委員は、代表執行役をはじめとする執行役等から定期的に報告を受け、意見交換を行なうとともに、常勤監査委員または監査委員会事務局所属員は、「監査委員会監査細則」に基づき、経営会議、内部統制検証委員会のほか、重要な会議、委員会に出席しています。
 内部監査部は、監査委員会に対し四半期ごとに内部監査概況を報告し、また、内部監査部長は、常勤監査委員に対し月1回の定例報告に加え随時報告を実施しています。

II. 執行役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(企業行動規範、コンプライアンス基本規程)

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針・遵守基準である「企業行動規範」および基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

(コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル)

当社は、代表執行役をはじめ執行役および執行役員がコンプライアンス誓約書を取締役に提出し、コンプライアンスの推進を誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを執行役、執行役員および使用人に配付し、周知徹底する。

(コンプライアンス検証委員会等)

当社は、経営会議の諮問機関として、コンプライアンス検証委員会を設置し、コンプライアンス推進にあたっての組織横断的な検討・対応を行ない、実効性の高いコンプライアンス態勢を構築・維持する。また、社外委員を含むお客さまサービス推進諮問会議を設置し、お客さま保護に関連するコンプライアンスに関する態勢整備・高度化策のうち重要な事項等について審議・報告を行なう。なお、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(コンプライアンス統括部・法令遵守責任者等)

当社は、コンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、各所属におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反（懸念）事象が発生した場合に対応するため、全所属に法令遵守責任者・法令遵守担当者を配置する。

(コンプライアンス実践計画)

当社は、コンプライアンスを推進するため、具体的な実践計画を全社・本社各部・支社・法人部ごとに策定し、その計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

(コンプライアンス違反（懸念）事象発生時の対応)

当社は、コンプライアンス違反（懸念）事象が適切にコンプライアンス統括部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者等を通じた報告体制を構築し、あわせて、社内・外に通報者保護に十分に留意した内部通報窓口を設置する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

(反社会的勢力・金融犯罪への対応)

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署をコンプライアンス統括部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、警察等関連機関とも連携し反社会的勢力との関係遮断を徹底する。また、当社との取引がマネー・ローンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不正な取引の発生を防止するための態勢を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、当社グループにおけるコンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針・遵守基準である「企業行動規範」およびコンプライアンス推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」等を定めています。なお、2018年4月1日付で、コンプライアンス関連規程の体系を整備し、「コンプライアンス基本方針」を制定しています。

コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として、毎年度、取締役会において「コンプライアンス実践計画」を策定し、その推進状況について定期的に取締役会へ報告しています。

グループのコンプライアンス態勢の網羅的な検討を目的として、コンプライアンス検証委員会を設置しており、2017年度は当該委員会を9回開催しました。また、反社会的勢力対策および金融犯罪対策等に関する態勢の整備・構築および推進等を目的として、コンプライアンス検証委員会の傘下に金融犯罪対策推進小委員会を設置しており、2017年度は当該小委員会を9回開催しました。

III. 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、当社およびグループ会社のリスク管理、コンプライアンス態勢およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、「お客さまの声」統括部を設置し、グループ全体の内部統制の実効性を高める。

1. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(情報管理基本規程)

当社は、執行役の意思決定、および職務執行に係る情報（経営会議等、各種会議の議事録および資料等）について、「情報管理基本規程」等に基づいて適切に管理し、「ドキュメント管理規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、当社グループが保有する情報の保護・管理に関し、情報の種類、重要度により情報を区分し保護・管理する等の基本的事項を定めた「情報管理基本規程」、経営会議等、各種会議の資料および議事録等の保存期間を定めた「ドキュメント管理規程」等を整備し、適切な保存・管理を行なっています。

情報の保護・管理にかかる当社グループの態勢の整備・推進および漏洩事案等への対応を目的としてコンプライアンス検証委員会の傘下に情報保護推進小委員会を設置しており、2017年度は当該小委員会を7回開催しました。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(リスク管理基本規程)

当社は、リスク管理を最も重要な経営管理の一つと位置付け、グループ全体のリスク管理態勢を構築し、その有効性・適切性を維持するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を制定するとともに、リスク管理基本方針を定める。

(リスク管理検証委員会)

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理検証委員会を設置し、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行ない、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

(リスク管理統括部・リスク管理責任者等)

当社は、全社的なリスク管理態勢の整備・推進を行なう部署としてリスク管理統括部を設置するとともに、各所属におけるリスク管理態勢を推進するため、全所属にリスク管理責任者・リスク管理担当者を配置する。

(リスク管理態勢)

当社は、金融サービス業におけるプリンシプル、保険会社向けの総合的な監督指針、金融コンプライアンス監督指針、保険検査マニュアル等をふまえ、リスク管理プロセスの実効性を確保するよう、当社固有のリスクを十分認識したうえで、組織別および種類別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。この際、社会情勢やお客さま等利害関係者の期待が変化・進展することにも留意する。

なお、リスク管理は、統合リスク管理、種類別リスク管理および組織別リスク管理の観点から推進する。

(リスク管理状況等の報告およびリスク発生時の対応)

当社は、リスク管理態勢の整備状況ならびにリスク管理状況について、定期的に取り締役会等に報告する体制を構築するとともに、リスクが発生した場合に適切に取り締役会等に報告されるよう、リスク管理責任者等を通じた報告体制を構築する。また、リスク発生時に、適時、的確な事後対応、再発防止を行なうとともに、危機または危機に該当する可能性・予見が相当地度高いリスクが発生した場合には迅速な対応を行なう。

【運用状況の概要】

当社は、取締役会決議による「リスク管理基本方針」において、リスク管理を最も重要な経営管理手法の一つと位置付け、「統合リスク管理方針」および「種類別リスクのリスク管理方針」を制定しています。

当社グループ全体の諸リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を定め、その下位規程として統合リスク管理、種類別リスク管理、組織別リスク管理の各種規程等を定めることにより、グループ全体のリスク管理態勢を構築しています。

蓋然性・影響度を評価し、会社経営に与える影響の大きい当社の重要リスクおよびグループに与える影響の大きいグループ重要リスクを特定の上、毎年モニタリング計画を策定し、リスク管理状況を定期的に取り締役会へ報告しています。

リスク管理の実施および管理態勢の整備ならびにリスク管理に関する部門間の情報交換・連絡・調整を目的として、リスク管理検証委員会を設置しています。2017年度は当該委員会を11回開催しました。

3. 当社の執行役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(職務権限規程・経営会議)

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、執行役の権限および責任の範囲を適切に定め、執行役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、取締役会での審議を経て決定を行なう。

(中期経営計画の策定)

執行役は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

【運用状況の概要】

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」を制定し、執行役の権限および責任の範囲を明確化するとともに、規程等については、適宜見直しを実施することにより、機能の重複や権限の錯綜等を排除し、執行役が効率的に職務執行する体制を確保しています。経営上重要な事項については、経営会議における協議を経たうえで、「職務権限規程」に基づき代表執行役社長が判断しています。当社の経営方針等にかかわる重要事項については、「取締役会規則」に基づき、取締役会に付議し、決議しています。

また、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「当社は、(中略) 経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任」する旨を明らかにしています。また、コーポレートガバナンス高度化の観点から、業務執行の決定および業務の執行を担う役員と、主として個別業務の執行を担う役員について、それぞれの責任範囲を明確化することを目的に、執行役員制度を導入しています。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

(経理規程・財務報告内部統制規程・代表者確認規程)

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、財務報告に係る内部統制に関する規程、代表者確認に関する規程を制定し、必要な体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、適正な財務報告が行なわれるよう、「経理規程」、「財務報告内部統制規程」、「代表者確認規程」をはじめ、財務報告に必要な規程を整備しています。

財務報告に係る内部統制報告制度について、財務報告の信頼性向上を図るため任意に内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査を受け内部統制監査報告書を取得しています。

2017年度の財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備はありませんでした。

また、2017年度決算における財務諸表等に記載されたすべての重要事項につき、その表示内容が適正であることを代表者（執行役社長）が確認しています。

5. 当社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(当社の実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制、当社の実質子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

当社は、「国内関連会社経営管理規程」および「海外関連会社経営管理規程」に基づき、グループ会社の事業特性をふまえた管理等を効率的に行なうとともに、グループ会社の適正な業務運営のための管理体制およびコンプライアンス・リスク管理態勢の整備を支援する。

(当社の実質子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制)

当社は、経営計画等の策定、日常の業務執行等に関する支援・指導・管理・監視を実施するにあたって、グループ会社の状況に応じて定期的にまたは適時に行なうべき事前協議事項および報告事項等を定め、グループ会社からの適切な報告体制を確保する。

(不適切な取引への対応)

当社およびグループ会社は、グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生防止に努める。

(当社の実質子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

当社は、関連会社リスクを適切に管理するための基本的事項を定めた「国内関連会社リスク管理規程」および「海外関連会社リスク管理規程」に基づき、実効性あるリスク管理を通じて、グループ会社の健全かつ適切な業務運営の確保に努める。

(健全性等に影響を及ぼす可能性がある事象についての報告体制)

当社は、グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ会社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響が当社やグループ会社に波及することを最小限に留めるべく、当該社が速やかに当社に報告する体制を整備する。

(モニタリング)

当社の内部監査部門等は、当社およびグループ会社の内部監査を定期的実施し、その結果を被監査部署・被監査会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役等に適宜状況を報告する。加えて、当社はグループ会社に対し、必要に応じて監査役を派遣し、グループ会社の健全性確保の検証に努める。

【運用状況の概要】

当社は、各グループ会社の事業特性等をふまえた経営管理を効率的に行なうため、国内は「国内関連会社経営管理規程」、海外は「海外関連会社経営管理規程」に基づき、総括管理部が一元的に管理する体制を整備しています。

グループ会社のリスク管理については、「国内関連会社リスク管理規程」、「海外関連会社リスク管理規程」等、必要な規程等を整備し、グループ会社のリスク管理状況を定期的に経営会議に報告しています。

コンプライアンスの推進等については、「コンプライアンス基本規程」等に基づき、グループ会社の状況に応じたモニタリングを実施しており、取組状況について、コンプライアンス検証委員会に定期的に報告しています。

また、グループ会社への取締役や監査役の派遣等を通じて、その業務執行を監督・監視するとともに、「内部監査規程」に基づき、当社およびグループ会社の内部監査等を実施しています。

グループ会社の経営管理態勢のさらなる高度化に向け、国内グループ会社経営管理改革推進委員会を設置し、国内関連会社の経営管理高度化策の実施状況評価と必要に応じた追加対策、資本政策の見直し・事業再編・監査等態勢整備・関連諸規程整備等について審議・報告しています。2017年度は当該委員会を6回開催しました。

また、海外関連会社については、海外保険事業改革推進委員会を設置し、スタンコープ社を含む既存投資先の事業計画・取組方針および計画進捗等について審議・報告しています。2017年度は当該委員会を11回開催しました。

さらに、2017年度はグループ経営管理態勢の高度化を審議・調査する機関として、ガバナンス態勢検討小委員会を設置し、7回開催しました。

当社は、上記の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制検証委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施する。

上記方針は、2018年4月1日付で当社コンプライアンス基本方針の制定等をふまえた所要の改正（同年3月6日取締役会にて決議）を行なっております。なお、改正後の内部統制システムの基本方針は、当社ホームページをご覧ください。

7.その他

相互会社制度運営に関する事項

- 2017年7月4日、第70回定時総代会において、基金募集および定款の一部変更、評議員の承認がそれぞれ決議されました。
- 2017年12月31日をもって任期満了となる立候補総代の改選にあたり、7月6日から7月25日まで総代立候補の受付を実施した結果、選出数22名を上回る588名の社員（ご契約者）から立候補の届出をいただいたことから、7月28日、社員の中から委嘱した抽選人、立会人による公正な公開抽選を実施し、22名の総代候補者が選定されました。
- 2017年9月1日、当社ホームページに総代候補者社員投票公告が掲載され、9月1日から10月31日までの間、社員投票が実施されました。11月17日、「社員投票結果確認の会」が開催され、社員の中から委嘱した投票管理委員（4名）により、社員投票結果の点検および確認が実施されました。その結果、すべての候補者について「総代として選出することに同意しないとする投票」が有権者の10分の1に満たなかったため、123名（うち補欠選出1名）の総代候補者が総代として選出され、2018年1月1日付（補欠選出1名は2017年11月17日付）で就任しました。
- 総代候補者選考委員会の開催状況は次のとおりです。
 - 2017年5月12日、第40回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者候補案が決議されました。
 - 2017年7月28日、第41回総代候補者選考委員会が開催され、総代候補者の選定および社員投票実施に関する事項が決議されました。
 - 2017年11月17日、第42回総代候補者選考委員会が開催され、2018年1月1日付（補欠選出1名は2017年11月17日付）就任総代の社員投票結果等が報告されました。
- 評議員会の開催状況は次のとおりです。
 - 2017年6月23日、第41回評議員会を開催し、「2016年度決算の概要、当社の資産運用におけるガバナンス、第70回定時総代会決議事項、2016年度開催のお客さま懇談会で寄せられたご意見・ご要望等のうち当会社の経営に関する重要な事項」についてご審議いただきました。
 - 2017年11月24日、第42回評議員会を開催し、「2017年度上半期報告、人事改革の取組み」についてご審議いただきました。
 - 2018年2月22日、第43回評議員会を開催し、「2017年度決算見通し、高齢者対応および障がい等で手続きに支障があるお客さま対応にかかる取組み」についてご審議いただきました。
- 2017年12月1日、総代報告会を開催し、「2017年度上半期報告、ガバナンス改革の取組み」について報告しました。
- 2018年1月から3月にかけて、全国の支社100会場で「お客さま懇談会」を開催し、2,261名のお客さまにご出席いただき、8,859件のご意見・ご要望をいただきました。
- 2018年3月31日現在の社員数は656万6,692名、総代数は222名です。

商品に関する事項

【個人営業】

- 2017年8月1日、国内の低金利環境が継続するなか、米国や豪州との金利差に着目した金融機関窓口販売商品として外貨建保険「外貨建・エブリバディプラス」を発売しました。
- 2017年8月2日、国内の低金利環境が継続するなか、お客さまの資産形成ニーズにお応えするために外貨建保険「米ドル建・一時払養老保険」を発売しました。
- 2017年12月2日、「シンプル」[わかりやすい]をコンセプトとしたセカンドライフ世代専用の「50歳からの終身医療保険」を発売しました。
- 2018年2月2日、法人向け商品「生活障害保障定期保険」を発売しました。

【法人営業】

- 2017年4月1日、住宅ローンにおける生存保障のさらなる充実のため、団体信用生命保険「がん保障特約」「リビング・ニーズ特約」を発売しました。
- 2017年4月1日、企業年金の資産運用における「機動的な資産配分見直しによるリスク抑制」「国内金利状況に応じた安定運用資産による収益下支え」ニーズ等に対応した、確定給付企業年金向け「多資産型 ポラティリティコントロール運用プラン」「債券代替型 ポラティリティコントロール運用プラン」を発売しました。
- 2017年10月1日、住宅ローンにおける多様化したお客さまニーズに対応するため、団体信用生命保険「高度障害保険金不担保特約」「身体障害保障特約」「介護保障特約」を発売しました。

社会貢献活動に関する事項

1. 「子どもの健やかな成長」と「地域社会への貢献」を社会貢献活動のテーマとして、以下の活動を実施しています。
 - (1) 「小学生向けサッカー教室」
2015年1月から開始したJリーグ協賛の一環として、当社の支社等の所在地を中心に、Jリーグ各クラブの現役選手や元選手およびコーチ等が講師をつとめる小学生向けサッカー教室を実施しています。当年度は、全国各地の支社で186回のサッカー教室を開催し、16,423人の お子さまや保護者の方々が参加しました。
 - (2) 「あしながチャリティー&ウォーク」
当社従業員等が参加するウォーキングとチャリティー募金を通じて親をなくした子どもたちの進学と心のケア支援を行なう活動です。あしなが育英会のご協力のもと、当年度は8月から12月に全国73カ所でウォーキングを開催しました。
 - (3) 「次世代トップアスリート応援プロジェクト」
世界を舞台に活躍することが期待される若手スポーツアスリートを支援するために、2015年7月に「次世代トップアスリート 応援プロジェクト ～めざせ世界大会～」を創設し、2018年3月末現在、8選手を支援しています。
 - (4) 「愛と平和のチャリティーコンサート・未来を奏でる教室」
愛と平和の祈りを込めたチャリティーコンサートを毎年開催しており、当年度は9月に千葉県、京都府、静岡県で、10月には北海道、栃木県で開催しました。コンサート会場にて実施しているチャリティー募金は公益社団法人日本フィランソロピー協会を通じ、東日本大震災で被災した子どもたちの支援のために活動しているNPO団体等へ寄付しました。また、コンサート翌日に近隣の小中学校にて、音楽を通じて子どもたちの情操教育のお役に立てるよう、作曲家三枝成彰氏による音楽授業を実施しました。
 - (5) 「ふれあいコンサート」
日頃コンサートに行く機会の少ない障がいのある子どもたちに生の音楽を楽しんでもらう目的で、ザ・ワイルドワンズの鳥塚しげき氏による手作りのコンサートを全国各地の特別支援学校等で開催しています。34年目を迎えた当年度は9月に鳥取県、島根県、広島県、山口県の特別支援学校等5校で開催しました。
 - (6) 「非営利活動法人等への寄付」
社会的な課題の解決をめざして活動している非営利活動法人等への寄付を実施しています。当年度は全国の高齢者・障がい者・LGBT分野において支援活動を行なう8団体へ寄付しました。
 - (7) 「黄色いワッペンの贈呈」
1965年以来、新入学児童を対象とした交通安全キャンペーンの一環として黄色いワッペンを贈呈しています。当年度は、全国111万人の新入学児童に贈呈し、これまでの累計数は約6,443万枚となりました。
2. ご高齢者の安心、そして地域のために貢献できればとの思いから、「子どもの命・安全を守る」地域貢献活動の取組みに「ご高齢者等の見守り」活動を加え、「地域を見守る」社会貢献活動として、明治安田生命労働組合と共同で、2014年9月から全国の支社・営業所等において展開しています。また、自治体や警察との連携のなかで、見守りに関する協定書を締結しており、2018年3月末現在、手続き中を含め、40都道府県で137の自治体・警察と協定を取り交わし、地域に密着した活動として推進しました。
3. 社会から必要とされる価値を創造し、地域の発展に貢献することをめざし、全国各都道府県および地方銀行等と「地方創生に関する包括連携協定」の締結を推進しています。2018年3月末現在で15の自治体および3の地方銀行と協定を締結しました。生命保険本来の相互扶助の精神に基づき、健康増進事業の推進や地域経済の自立支援、次世代を担う子どもたちの健やかな成長とその環境づくりなど、支援メニューを強化し、地方創生の取組みをサポートしていきます。
4. 公益財団法人明治安田厚生事業団、公益財団法人明治安田こころの健康財団、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団へ合計3億7,400万円の寄付金を支出しました。

役員に関する事項

1. 2017年2月10日の取締役会決議により、2017年4月1日付にて、常務執行役荒谷雅夫、牧野真也、前嶋哲雄の3氏が専務執行役に選定、永島英器、中谷新司の2氏が執行役に選任のうえ、常務執行役に選定、水野剛氏が執行役に選任され、それぞれ就任しました。
2. 2017年7月4日、第70回定時総代会において、取締役鈴木伸弥、根岸秋男、山下敏彦、井福正博、古城謙治、服部重彦、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子の10氏が再任、秋田正紀氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。
3. 2017年7月4日付で、宗國旨英氏は取締役を退任しました。
4. 2017年7月4日の取締役会決議により、取締役鈴木伸弥氏が取締役会長に再任、指名委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、木瀬照雄の3氏が再選、須田美矢子、秋田正紀の2氏が新たに選定、監査委員会の委員に取締役古城謙治、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子の5氏が再選、報酬委員会の委員に取締役鈴木伸弥、根岸秋男、服部重彦の3氏が再選、落合誠一、北村敬子の2氏が新たに選定され、それぞれ就任しました。
また、代表執行役に鈴木伸弥氏、代表執行役社長に根岸秋男氏が再任され、それぞれ就任しました。また、執行役副社長に山下敏彦、井福正博の2氏が再任、専務執行役に酒井明夫、大西忠、荒谷雅夫、牧野真也、前嶋哲雄の5氏が再任、常務執行役に相樂昌彦、菊川隆志、綾井康之、梅崎輝喜、山内和紀、永島英器、中谷新司の7氏が再任、執行役に水野剛氏が再任され、それぞれ就任しました。
5. 2018年3月31日付で、酒井明夫、前嶋哲雄の2氏は専務執行役を、水野剛氏は執行役を辞任しました。